

○清涼飲料水等に関するワーキンググループ（第3回）

日時：平成29年2月3日（金）9：59～11：24

議事概要：

（1）清涼飲料水中の亜鉛の規格基準改正に係る食品健康影響評価について

- ・ 前回のワーキンググループ以降の変更点を中心に審議を行った。
- ・ 審議の結果、食品衛生法に基づく「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」及び「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格に亜鉛の項目を規定しない場合、ミネラルウォーター類からの亜鉛摂取によって健康影響が生じる可能性は低いと考えられるとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することになった。

（2）清涼飲料水中の鉄の規格基準改正に係る食品健康影響評価について

- ・ 前回のワーキンググループ以降の変更点を中心に審議を行った。
- ・ 審議の結果、食品衛生法に基づく「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格に鉄の項目を規定しない場合、ミネラルウォーター類からの鉄摂取によって健康影響が生じる可能性は低いと考えられるとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することになった。

（3）清涼飲料水中のカルシウム・マグネシウム等（硬度）の規格基準改正に係る食品健康影響評価について

- ・ I. 評価要請の経緯から V. 食品健康影響評価まで審議を行った。
- ・ 審議の結果、食品衛生法に基づく「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格にカルシウム・マグネシウム等（硬度）の項目を規定しない場合、ミネラルウォーター類からのカルシウム及びマグネシウムの摂取によって健康影響が生じる可能性は低いと考えられるとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

（4）その他

- ・ 特になし。